



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 2月27日金曜日 第1536号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	177
食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則.....	177

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	178
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	179
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	179
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	179
指定居宅サービス事業の廃止.....	180
指定居宅介護支援事業の廃止.....	180
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	180
市営土地改良事業の施行の同意.....	181
町営土地改良事業の施行の同意（6件）.....	181
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	181
家畜商の免許.....	182
保安林の指定の解除.....	182
保安林の指定施業要件の変更.....	182
愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....	182
愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正.....	183
道路の供用開始（県道長井方堀江線）.....	183
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	183
道路の供用開始（ " ）.....	183
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	184
道路の供用開始（ " ）.....	184
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	184
開発行為に関する工事の完了.....	184

公 告

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送.....	185
製材機械の売払い.....	185

人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則...	186
--------------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「都市基盤整備公団、緑資源公団」を「日本郵政公社、都市基盤整備公団」に改め、「年金福祉事業団、簡易保険福祉事業団、水資源開発公団」及び「日本鉄道建設公団」を削り、「及び日本下水道事業団」を「日本下水道事業団及び年金資金運用基金」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「石油公団」を削る。

第3条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「雇用・能力開発機構」を削る。

第4条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「労働福祉事業団」及び「環境事業団」を削り、同条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人

第5条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「都市基盤整備公団」を削る。

第6条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「地域振興整備公団」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成16年2月29日から、第3条の規定は同年3月1日から、第4条の規定は同年4月1日から、第5条の規定は同年7月1日から、第6条の規定は独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の日から施行する。

○愛媛県規則第6号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第1条 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)

の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条の2第1項」を「第49条第1項」に改める。

第8条第1項中「第20条」を「第67条」に、「様式第2号」を「様式第2号」に改める。

第9条中「第20条第2項」を「第67条第2項」に改める。

第10条第1項中「第21条第2項」を「第52条第2項」に改める。

第12条中「第20条の2から第20条の4」を「第68条から第70条」に改める。

第13条第1項中「第21条」を「第71条」に改め、同項ただし書中「第20条第1項第5号」を「第67条第1項第5号」に改める。

第14条中「第21条」を「第52条」に改める。

様式第1号1中「第4条の2」を「第13条」に改め、同様式4(2)中「第19条の17第4項各号」を「第48条第4項各号」に改める。

様式第2号(表)中「第22条から第24条」を「第55条又は第56条」に改め、同様式(裏)中「第21条」を「第52条」に改める。

様式第3号(表)中「第21条」を「第52条」に改める。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第2条 と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条中「と畜場法施行条例」を「と畜場法施行条例」に改める。

(愛媛県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県漁港管理条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第4条」を「第6条」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成4年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項左欄の欄中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改め、同表3の項同欄中「第14条」を「第32条」に改める。

様式第3号注3中「第5条第9号」を「第35条第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(食品衛生法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則様式第2号の規定により提出されている食品営業許可申請書は、同条の規定による改正後の食品衛生法施行細則様式第2号の規定により提出された食品営業許可申請書とみなす。
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の食品衛生法施行細則様式第3号の規定により交付している営業許可証は、同条の規定による改正後の食品衛生法施行細則様式第3号の規定により交付した営業許可証とみなす。

告 示

○愛媛県告示第355号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3811110133	医療法人瀬戸医心会	愛媛県北条市小川甲82番地	通所リハビリテーション	三好整形外科医院	愛媛県北条市小川甲82番地	平成16年1月1日
3870103755	有限会社三光資産	愛媛県松山市天山一丁目8番8号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームさんこう	愛媛県松山市南土居町131番地1	平成16年1月5日
3873200756	有限会社大島ストアー	愛媛県越智郡宮窪町宮窪2783番地2	福祉用具貸与	有限会社大島ストアー	愛媛県越智郡宮窪町宮窪2783番地2	平成16年1月13日
3870500034	有限会社東予ケア・サービス	愛媛県新居浜市垣生1-6-25	福祉用具貸与	有限会社東予ケア・サービス	愛媛県新居浜市垣生1-6-25	平成16年1月13日
3870200734	有限会社ワードアイ	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	訪問介護	おかげさん	愛媛県今治市東村五丁目8番35号	平成16年1月15日
3870300542	コスモス介護サービス有限会社	愛媛県宇和島市中央町二丁目4番26号	訪問介護	コスモス介護サービス有限会社	愛媛県宇和島市中央町二丁目4番26号	平成16年1月15日
3873900512	愛媛物産株式会社	愛媛県北宇和郡松野町豊岡3063	通所介護	デイサービスセンターなごみ	愛媛県北宇和郡松野町豊岡3063	平成16年1月15日
3860590987	株式会社東雲精工	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護	訪問看護ステーションしなのめ	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成16年1月15日

3810510382	医療法人宮下整形外科・内科	愛媛県新居浜市松神子3-1-26	通所リハビリテーション	医療法人宮下整形外科・内科	愛媛県新居浜市松神子3-1-26	平成16年1月19日
3870501149	株式会社ふじ	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	通所介護	デイサービスセンターふじ	愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号	平成16年1月19日
3873800399	三泰商事株式会社	愛媛県八幡浜市1478番地	福祉用具貸与	介護支援ショップ西予三泰商事株式会社	愛媛県東宇和郡宇和町坂戸330番5	平成16年1月22日
3870103763	有限会社楠の郷	愛媛県松山市南斎院町263番地1	訪問入浴介護	楠の郷訪問入浴サービス	愛媛県松山市南斎院町263番地1	平成16年1月23日
3870400375	有限会社訪問介護にじ	愛媛県八幡浜市大平1番耕地814番地	訪問介護	有限会社訪問介護にじ	愛媛県八幡浜市大平1番耕地814番地	平成16年1月23日

○愛媛県告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871000364	有限会社アクト・ヒューマンケア	福岡県福岡市南区向野二丁目6番25号	福祉用具貸与	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予郡松前町徳丸1338-3	愛媛県伊予市下吾川2022-1	平成15年12月15日
3870400318	アトムタクシー株式会社	愛媛県八幡浜市産業通10番11号	訪問介護	ヘルパーステーション西予	愛媛県八幡浜市大平一番耕地870番地5	愛媛県八幡浜市産業通10番11号	平成15年10月1日
3870102039	有限会社亀さんち	愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号	訪問介護	亀さんち	愛媛県松山市桑原五丁目9番38号花番地202号	愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号	平成15年10月15日
3870100033	有限会社旭調剤薬局	愛媛県松山市東石井五丁目7番24号	福祉用具貸与	あさひ・かいご相談室	愛媛県松山市東石井町380-7	愛媛県松山市東石井五丁目7番24号	平成15年11月25日
3870102294	有限会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市三津二丁目10番1号	訪問介護	有限会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市北斎院町785番地の5	愛媛県松山市三津二丁目10番1号	平成16年1月21日
3870101932	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉北四丁目2番7号	福祉用具貸与	芙蓉メンテナンス株式会社	愛媛県松山市和泉533-2	愛媛県松山市和泉北四丁目2番7号	平成16年1月26日

○愛媛県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102039	有限会社亀さんち	愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号	居宅介護支援	亀さんち	愛媛県松山市桑原五丁目9番38号花番地202号	愛媛県松山市正円寺一丁目7番11号	平成15年10月15日
3870100033	有限会社旭調剤薬局	愛媛県松山市東石井五丁目7番24号	居宅介護支援	あさひ・かいご相談室	愛媛県松山市東石井町380-7	愛媛県松山市東石井五丁目7番24号	平成15年11月25日
3870100314	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2-5-5	居宅介護支援	松山市在宅介護支援センターれんげ荘指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市東石井町183	愛媛県松山市東石井一丁目11番30号	平成15年11月25日
3870300484	有限会社ケアサポートさくら	愛媛県宇和島市住吉町二丁目3番35号	居宅介護支援	ケアサポートさくら	愛媛県宇和島市住吉町二丁目3番35号	愛媛県宇和島市大宮町二丁目5番20号	平成16年1月13日
3870102294	有限会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市三津二丁目10番1号	居宅介護支援	有限会社ケアサポートまごころ	愛媛県松山市北斎院町785番地の5	愛媛県松山市三津二丁目10番1号	平成16年1月21日

○愛媛県告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの 種類	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所				届 出 年 月 日
				名 称		所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3870100264	医療法人河原医院	愛媛県松山市高岡 町630 - 3	居宅介護 支援	河原医院指定居 宅介護支援事業 所	指定居宅介護支 援事業所八ピネ 入椿	愛媛県松山市高 岡町630 - 3	愛媛県松山市今 在家三丁目9 - 29	平成16年 1月20日

○愛媛県告示第 359 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サー ビス事業者の開設 者の名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3860190671	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井町 122 - 4	訪問看護	ヤマキカイ訪問看護ス テーション	愛媛県松山市東石井町 122 - 5	平成15年12月31日
3870103011	有限会社瀬戸内メディ カル	愛媛県松山市堀江町甲 844番地6	訪問介護	訪問介護クレセント堀 江	愛媛県松山市堀江町甲 844番地6	平成15年12月31日
3873500189	フジエース株式会社	愛媛県伊予郡松前町徳 丸1338 - 1	福祉用具貸与	フジエース株式会社	愛媛県伊予郡松前町徳 丸1338 - 1	平成15年12月31日
3810228209	医療法人天楽会	愛媛県今治市泉川町1 - 3 - 45	短期入所療養介 護	三木病院	愛媛県今治市泉川町1 - 3 - 45	平成16年 1月 1日
3840541001	株式会社プリポート	愛媛県松山市朝生田町 三丁目8 - 15	居宅療養管理指 導	新居浜プリポート薬局	新居浜市新田町一丁目 1 - 37	平成16年 1月31日

○愛媛県告示第 360 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3870200122	医療法人天楽会	愛媛県今治市泉川町1 - 3 - 45	居宅介護支援	みき指定居宅介護支援 事業所	愛媛県今治市泉川町1 - 3 - 45	平成16年 1月15日

○愛媛県告示第 361 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目 822番1外	大規模小売店舗を設置する 者及び当該大規模小売店舗 において小売業を行う者の 住所	株式会社セブンス ター 松山市東石井町22 8番地1	株式会社セブンス ター 松山市東石井一丁 目7番13号	平成15年 11月25日	平成16年 2月6日
		大規模小売店舗において小 売業を行う者の住所	株式会社一六本舗 松山市東石井町16 6の1	株式会社一六本舗 松山市東石井二丁 目22番13号		
セブンスター三津店	松山市会津町7番1 外	大規模小売店舗を設置する 者及び当該大規模小売店舗 において小売業を行う者の 住所	株式会社セブンス ター 松山市東石井町22 8番地1	株式会社セブンス ター 松山市東石井一丁 目7番13号		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、川之江市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大塚地区）の施行に平成16年2月18日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・麻生地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内⁽¹⁾地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本村地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・熊の滝地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岡地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）の施行に平成16年2月16日同意した。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第369号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柱谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・柱谷地区）計画書の写し

(2) 野村町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年3月1日から3月26日まで

3 縦覧場所

野村町役場

○愛媛県告示第370号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・向田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・向田地区）計画書の写し
- (2) 野村町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 3月 1日から 3月26日まで

3 縦覧場所

野村町役場

○愛媛県告示第 371 号

広見町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土

地改良事業（かんがい排水）・畔屋地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・畔屋地区）計画書の写し
- (2) 広見町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 3月 1日から 3月26日まで

3 縦覧場所

広見町役場

○愛媛県告示第 372 号

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1698号	平成16年 2月27日	喜多郡五十崎町大字重松甲584番地第 2	大久保 一 富	昭和27年10月23日

○愛媛県告示第 373 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

南宇和郡城辺町僧都 850 の 7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 374 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東宇和郡野村町大字野村17号14の 1、17号23の 1、17号41の 1、17号57の 1、17号58の 1、17号59の 1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字野村17号59の 1

○愛媛県告示第 375 号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年 7月愛媛県告示第 607 号）の一部を次のように改正し、平成16年 3月 1日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項の規定は、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号。以下「公益法人改革推進法」という。）第 2 条の規定による改正後の建設業法第27条の23第 1 項の経営事項審査を受けた者について適用し、公益法人改革推進法第 2 条の規定による改正前の建設業法第27条の23第 1 項の経営事項審査（公益法人改革推進法附則第 3 条第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けた者については、なお従前の例による。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条第1項中「経営事項審査を」の下に「受け、同法第29条の29第1項の総合評定値の通知を」を加える。

第4条第2項中「第27条の27第1項」を「第27条の29第1項」に、「経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改める。

○愛媛県告示第376号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、平成16年3月1日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出されている経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱様式第2号の規定により提出された経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書とみなす。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

様式第2号中「経営事項審査結果総合数値」を「経営事項審査結果総合評定値」に改める。

○愛媛県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長井方堀江線	北条市大西谷笹ヶ峠甲252番2から 松山市東大栗町甲1294番4まで	平成16年2月27日

○愛媛県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	喜多郡内子町河内2124番	旧	メートル 4.7～5.5	キロメートル 0.011	
			新	13.8～14.0	0.011	
"	"	喜多郡内子町河内2124番から 同町河内2122番2まで	旧	4.1～9.5	0.059	
			新	12.0～16.3	0.059	

○愛媛県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町河内2124番	平成16年2月27日
"	"	喜多郡内子町河内2124番から 同町河内2122番2まで	"

○愛媛県告示第 380 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2260番 2 から 同町大瀬中央2279番 3 まで	旧	メートル 5.3 ~ 8.8	キロメートル 0.145	
			新	6.0 ~ 9.8	0.145	

○愛媛県告示第 381 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬中央2260番 2 から 同町大瀬中央2279番 3 まで	平成16年 2月27日

○愛媛県告示第 382 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平1633番 2 から 同大字1632番 2 まで	旧	メートル 6.2 ~ 10.4	キロメートル 0.050	
			新	7.4 ~ 26.3	0.050	
"	"	喜多郡河辺村大字北平1225番 2	旧	3.5 ~ 7.1	0.061	
			新	16.4 ~ 27.0	0.061	

○愛媛県告示第 383 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15今局建（開）第 8 号 平成16年 2月12日	越智郡波方町大字樋口字西窪甲950番10	越智郡波方町大字樋口甲613番地 1 竹 内 徹
15西局丹土（開）第22号 平成16年 2月13日	東予市楠甲95番18	今治市喜田村七丁目 3 番15号 河 上 康 文
15松局伊土検（開）第44号 平成16年 2月16日	伊予郡松前町大字南黒田413番 4、413番 5、414番 1、417番 1 及び 418番 1	松山市竹原町三丁目20番 9 号 サンクス西四国株式会社 代表取締役 山 本 順 子

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送

(2) 調達物品名及び数量

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送（毎月 567,320部、12回発行） 一式

(3) 調達物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成17年3月31日まで

(5) 納入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「印刷・製本類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成16年4月8日（木）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年4月8日（木）午後2時

愛媛県総務部管理局総務管理課会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing related to 567,320 × 12copies of Ehime Prefecture's newsletter "Sawayaka Ehime"

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 8 April 2004

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

製材機械の売払い

(2) 売り払う製材機械の名称及び数量

ツイン丸鋸角挽き装置（平成11年製造）一式

(3) 売り払う製材機械の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 保管場所

愛媛県松山市空港通三丁目12番5号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当

該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局林業政策課森林組合係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2527

イ 入札説明書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成16年3月12日（金）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第1別館8階 農林水産部8階東会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札開始前に納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 989

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年2月27日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 65）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額」を「額」に改める。

第6条の前の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出」を「普通交通機関等（特急列車等（条例第10条第3項に規定する特急列車等をいう。以下同じ。）及び橋等（同条第5項に規定する橋等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に、「照し」を「照らし」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第8条第1項中「運賃等相当額」を「条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第10条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第8条第2項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第8条の3中「月額」を「額」に改め、同条第1号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、「（自転車等の使用距離が片道95キロメートル以上であり、かつ、運賃等相当額が2,200円未満となる職員（前条に規定する職員を除く。）を除く。）」を削り、「運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に掲げる額の合計額（その額が45,000円）」を「同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が60,000円に、「額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が7,500円を超えるときは、7,500円）を45,000円に加算した」を「者の通勤手当に係る支給単位期間のうち

最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第2号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第10条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第10条第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

第13条の見出し中「特別料金等の2分の1相当額」を「特急列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項中「条例第10条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）の算出は、特急列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特急列車等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特急列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第2項中「及び第8条」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「特急列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

第17条第1号中「職員派遣」の下に「（第18条の2第1項第3号及び第18条の4第2項において「公益法人等派遣」という。）」を加える。

第17条の3の見出し中「通行料金の2分の1相当額」を「橋等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項中「条例第10条第5項に規定する通行料金の額の2分の1に相当する額（以下「通行料金の2分の1相当額」という。）の算出は、前条に定める橋その他の施設を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「橋等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる通行料金の額による」を「橋等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第2項中「及び第8条」を削り、「通行料金の2分の1相当額」を「橋等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第10条第5項第1号に規定する通行料金の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等の」と、同項第1号中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等」と、

「運賃等の」とあるのは「通行料金の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（支給日等）

第17条の4 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第19条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-0）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支払命令代理者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支払命令代理者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第10条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項第1号に定める額を負担しないものとした場合における同条第2項第1号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が60,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が60,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の特急列車等を利用するものとして特急列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第10条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第18条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第18条第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（返納の事由及び額等）

第18条の2 条例第10条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至つた場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号。以下「分限条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等派遣をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合
- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が60,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が60,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が60,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 60,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第17条の4第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 60,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

- 3 特急列車等に係る通勤手当に係る条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の特急列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特急列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特急列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特急列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第17条の4第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特急列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

- 4 橋等に係る通勤手当に係る条例第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る橋等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の通行料金の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。

- 5 条例第10条第7項の規定により職員に前3項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払命令代理者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払命令代理者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第18条の3 条例第10条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等、特急列車等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特急列車等又は橋等 当該普通交通機関等、特急列車等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特急列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、特急列車等若しくは橋等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特急列車等又は橋等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会がこれらに準ずると認める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第18条の4 支給単位期間は、第18条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において、法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等派遣をされ、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第19条中「月の1日」を「支給単位期間等に係る最初の月

の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に、「支給する」を「、支給する」に改める。

第20条中「月額」を「額」に、「随時」を「、随時」に改める。

第21条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に、「別に」を「、人事委員会が」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿

(表)

通勤届兼通勤手当認定・確認簿

任命権者

殿

職名	氏名	Ⓜ	所属	届出の理由	新規（異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） 住居の変更 運賃等の負担額の変更 通勤経路又は方法の変更 その他（ ）		受理年月日		年月日		
					提出年月日		年月日		年月日		
住居					往路と帰路が異なる場合の理由			回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 平均1箇月当たりの通勤所要回数 回			
直前の届出の区間と同一の区間がある。 (該当する区間に係る順路欄の にレ印を付する。)											
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	乗車券等の額	普通交通機関等の運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	認定期間	支 給 月 (支給月にレ印を付する。) (毎月の場合は、省略可)
							回数券等	定期券			
1		住居 から (経由) まで	. km	分		円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
						改正 円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
2		から () まで	. km	分		円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
						改正 円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
3		から () まで	. km	分		円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
						改正 円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
4		から () まで	. km	分		円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
						改正 円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
5		から () まで	. km	分		円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
						改正 円	円 (箇月)	円	円	年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
計			. km	分							
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額							円				
							年 月 日改正 円				
							年 月 日改正 円				
自転車等の額（条例第10条第2項第2号の額） （自転車等の使用距離 km）							円			年 月から 年 月まで	
							円			年 月から 年 月まで	
普通交通機関等と自転車等の併用者 規則第8条の3 第1号 第2号 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額		円				
							年 月 日改正 円				
							年 月 日改正 円				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の 額との合計額が60,000円を超えるとき。					60,000円 × [箇月] =		円			年 月から 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

(裏)

条例第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員 (特急列車等利用者)		特急列車等又は橋等の利用区間 (往復、片道のいずれかに を付する。)		特別料金等又は通 行料金の額		特別料金等又は通 行料金の2分の1 相当額		1箇月当たりの 特別料金等又は 通 行料金の2分 の1相当額		認 定 期 間		支 給 月 (支給月に 印を付する。) (毎月の場合は、省略可)															
1 異動等に伴い、通勤が困難になつたことにより特急列車等を利用 することとなつた職員(の欄にも記入すること。) 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難 になつたことにより特急列車等を利用することとなつた職員		から まで (往復・片道)		円		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
公務の異動発令年月日		年 月 日		改正		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
異動等前の住居への入居年月日		年 月 日		改正		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
異動等の直前の住居		年 月 日		改正		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
現住居への入居年月日		年 月 日		改正		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
特急列車等利用者の特急列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法 等		から まで (往復・片道)		改正		円		円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
順 路 通 勤 方 法 の 別		区 間		距 離		所要時間		1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額		円		年 月 日改正 円															
1 住居から(経由) まで		. km		分		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
2 から() まで		. km		分		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
3 から() まで		. km		分		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
4 から() まで		. km		分		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
5 から() まで		. km		分		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
計		. km		分		1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき。		20,000円×[箇月]= 円		年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12															
往路と帰路とが異なる 場合の理由		1箇月当たりの通 行料金の2分の1 相当額の合計額 (橋等利用者の通勤 手当の額を条例第 10条第5項第1号 及び 第2号の規定による 額とするときに記 入する。)		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円		年 月 日改正 円															
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		確認・決定(改定)欄	
支 給 額		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		職名 年 月 日 氏名 印	
年 月 日改正		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		職名 年 月 日 氏名 印	
年 月 日改正		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		職名 年 月 日 氏名 印	
決定事項 該当(規則第5条) 条例第10条第1項第1号 条例第10条第1項第2号 規則第8条の2(通勤所要回数 回) 条例第10条第1項第3号 規則第8条の2(通勤所要回数 回) 規則第8条の3 第1号 第2号 第3号 条例第10条第3項 条例第10条第4項 条例第10条第5項 非該当 理由		返 納 事 由 規則第18条の2第1項		返納事由 発生年月		返納対象普通交通機関等 (特急列車等、橋等)		払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、規則第18条の2第4項の額) 算出基礎		円		備 考															
				第1号 第2号 第3号 第4号		円		備 考																			
				第1号 第2号 第3号 第4号		円		備 考																			
		区 分		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
年度																										年度	
年度																										年度	
年度																										年度	

注1 届出に当たつては、太枠の線内だけ記入すること。
 2 のある欄は、該当する の中に印を付すること。
 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、電車 線、特急列車 線等の別を記入すること。
 4 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入すること。
 5 「乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。
 6 運賃等、特別料金等又は通
 行料金の額に改定があつた場合における「認定期間」の「 年 月まで」は、改定があつた月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入すること。
 7 略図(通勤経路を朱線で記入し、特急列車等を利用した場合の通勤経路がこれを利用しない場合と異なるときには、これを利用しない場合の通勤経路を青色の線で併せて記入したもの)を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号) 第10条第1項第2号に掲げる職員に係るものに限る。) は、改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

- 3 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-0) の一部を次のように改正する。

第4条中「移動した」を「異動した」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第5条中「移動」を「異動」に改める。

第8条第2項中「移動した」を「異動した」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「、通勤手当」を削り、同条第2項中「移動した」を「異動した」に改め、「、通勤手当」を削る。